

食品リサイクル等に係る検討会設置要領（案）

（設置目的）

第1条 この要領は、かながわ3R推進会議（以下「会議」という。）規約第7条の規定に基づき、食品リサイクル等に係る検討会（以下「検討会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 検討会は、食品リサイクル等の取組みの推進に向けた方策、普及啓発等について、具体的な検討を行い、検討結果を会議会長に報告する。

（組織）

第3条 検討会の委員（以下「委員」という。）は、会議規約第7条第2項により会議会長が指名する。

- 2 検討会には、会長を置く。
- 3 会長は、環境農政局環境部資源循環推進課長とする。
- 4 会長は、検討会を招集し、総括する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、検討会の所掌事項が完了するまでとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年 月 日から施行する。